

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白石町長 田島 健一

市町村名 (市町村コード)	白石町 (414255)
地域名 (地域内農業集落名)	錦江地域 (戸ヶ里、久治、辺田、下田野上、上田野上、島津、六ヶ里、廻里津、廻里、高町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者の平均年齢63歳と高齢化が進んではいるが、認定農業者の増加により遊休農地の発生は少ない。しかし、宅地周りの条件が悪い圃場などについては、今後耕作者が少なくなり遊休農地が増加していく可能性がある。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、多様な農業経営体の受け皿である農事組合法人とも協力して、このような条件の悪い農地について地域で話しあっていく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:153人(うち50歳代以下34人)、農事組合法人錦江 構成員数:81人

主な作物:水稻、麦、大豆、玉ねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稻、麦、大豆、玉ねぎが主な作物であり、施設利用型栽培も増えている。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の交換分合を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	444 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	444 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落営農法人、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやアナグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに猟友会等に協力してもらう体制づくりを進める。
- ②農薬費、肥料費の高騰のため有機農業を徐々に進めていく。
- ③農地の集約化と畦畔の再整備等により、スマート農業に適した圃場を目指していく。
- ④水が張りにくい農地については、畑地化を進め高収益作物を作付けしていく。
- ⑤畑地については葡萄等の果樹を作付けしていく。
- ⑦条件の悪い農地について、保全・管理を徹底して遊休農地の発生を防ぐ。
- ⑧担い手が営農しやすくなるよう農業用施設の集約化を進める。
- ⑨畜産農家と耕種農家が容易にマッチングできるようにする。